

# EBPMによる人口減少対策推進若年層社会増減要因調査分析業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

EBPMによる人口減少対策推進若年層社会増減要因調査分析業務

## 2 業務の目的

福島県では、「ふくしま創生総合戦略」の下、連携・共創による福島ならではの県づくりに向け、様々な取組を進めている。

令和7年度に実施した人口減少対策に関するデータ分析の結果から、子育て世代は東京圏からは転入超過、近隣県(北関東、宮城)に対しては転出超過となっていること、また、進学・就職時の若者は、首都圏だけでなく、栃木・新潟等の近隣県へ転出する割合が高まっていることが判明した。

本業務では、若者が県外に転出する要因(進学・就職・転職・子育て)や理由の把握・分析、県外に転出した大学生や、県内に進学・就職した若者のリアルな声を聴取することで、地域別の差異等を把握し、それらの情報を今後展開する人口減少対策関連の具体的施策へ活用していくことを目的とする。

## 3 業務の実施期間

委託契約締結日から令和9年1月29日までとする

## 4 業務の内容

以下に掲げる作業を実施すること。

### (1) 首都圏・近隣県在住者 WEB アンケート

#### ア 調査対象

首都圏及び近隣県(宮城県、新潟県、栃木県等)在住で本県出身の20~30代の男女ただし、近隣県については子育て世代も対象とすること

#### イ 調査分析内容

令和7年度に福島県復興・総合計画課で実施した「人口減少対策に係るデータ分析・アンケート調査(※)」の結果を踏まえ、上記アを対象に、主に以下の点についてアンケート調査を行うとともに、調査結果の分析を行うこと。

また、性別や出身市町村等の各設問項目別に必要なクロス集計、自由回答等を取りまとめ、速報及び報告書を作成すること(速報は下記5により9/4まで提出)。

なお、設問項目については甲と協議の上、決定するものとする。

- ・県外へ転出(進学・就職等)したタイミングやその要因等
- ・本県への今後のUターン意向等
- ・その他、県内への還流を阻害している要因の解消を図るために、今後、県が展開する人口減少対策関連の具体的な施策形成につながるもの

#### (※) 調査結果公表 URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/zinkougennsyo.html>

## ウ 調査項目

30 問程度

## エ 必要サンプル数

2,000 人以上

### 提案事項 1

以下の事項を提案すること。

- 設問設定の方向性（分析のポイントや期待される効果を含む）
- 回収サンプルの想定される属性内訳
- アンケート調査の回収率を上げるための取組

## （2）若者座談会

浜通り・中通り・会津地域の3地域において、各地域出身の大学生（首都圏・隣県・県内に所在する大学の1・2年生を想定）や、若手社会人（高校卒業後に県内外に就職した社会人1・2年目を想定）が参加する座談会を3地域ごとに1回開催すること。座談会は1回あたり1日間を限度とし、人数規模は大学生・社会人混在で10～12名程度にするとともに、開催時期は学生の夏休み期間である7～8月頃とすること。

ただし、大学生や若手社会人の人選は、甲が福島県教育委員会と連携して行うものとする。

### ア 業務内容

- ・開催時期、参加人数等を踏まえ十分な広さを備えた会場を確保し、会場との連絡調整、使用料支払等を行うこと。
- ・座談会の進行を担うファシリテーター等を手配し、各種調整を進めること。なお、ファシリテーター等は地域ごとに別の人物としても差し支えないが、福島県の若年層が進学・就職時に県外へ転出する理由や課題について、十分かつ効果的に引き出せる者を起用すること。
- ・座談会の運営に必要な会場の設営、設備や備品の手配を行うこと。なお、座談会の実施に係る主要な資料も受託者が作成すること。
- ・座談会で聴き取った内容を広く公表することを想定し、その内容を整理して資料化すること。

### 提案事項 2

以下の事項を提案すること。

- 各座談会の会場
- 各座談会のファシリテーター、コメンテーター
- 座談会の進め方・内容
- 各座談会開催結果の資料化の手法
- 参加者が発言しやすい雰囲気醸成するための取組（昼食会等）

## 5 成果物及び納期

(1) 本業務の成果物は次のとおりとし、各納期までに納入すること。

成果品	媒体	部数	納期
業務内容(1)及び(2)における調査結果の概要(速報)と作成に用いたデータ、図表・グラフ一式	Microsoft Word等で作成した発注者が再利用できるもの ※概要については、Microsoft PowerPoint等で横版で作成すること	CD-R 等1部	令和8年9月4日(金)
業務内容(1)及び(2)における報告書及びその概要と作成に用いたデータ、図表・グラフ一式	Microsoft Word等で作成した発注者が再利用できるもの ※概要については、Microsoft PowerPoint等で横版で作成すること	CD-R 等1部	令和9年1月29日(金)

(2) 成果物は全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承認を得ずに使用、公表しないこと。

(3) 成果物の納入先は福島県企画調整部復興・総合計画課とする。

## 6 業務の指示監督等

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、十分な経験及び知識のある技術者を定め、かつ、適正な人員を配置するよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、当該契約に基づき委託者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (3) 受託者は、業務上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、調査経過内容全般を常に把握している専任の担当者置き、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) データ収集・分析に用いるデータのうち、委託者が有している資料の提供については、委託者が提供する。
- (3) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を委託者の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、或いは本仕様書に記載のない細部については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。